

令和4年3月10日

令和4年第1回定例議会議案質疑議事録抜粋

20番議員 大塚 正俊

【予算議案】議第 1号 令和3年度中津市一般会計補正予算（第13号）

ページ	目	節	説明欄の事業名
11	街路事業費		街路事業費（106,412千円）
質 問 (1)	<p>①令和4年度の工事概要</p> <p>②宮永角木線の市及び県工事分の進捗率</p> <p>③令和8年度末完成予定と聞いているが完成予定年度</p>		
答 弁	<p>①令和4年度の工事概要については、一番橋の土台となるボックスカルバートの設置や付近の側溝整備を予定しています。</p> <p>②令和3年度末までの市施工区間の進捗率は、事業費ベースで約50%の見込みです。</p> <p>次に県施工区間の進捗率は、事業費ベースで約42%の見込みと伺っています。</p> <p>③完成予定年度については、中津市分及び大分県分ともに令和8年度末を予定しています。</p>		
質 問 (2)	<p>①景観計画の中津城周辺景観形成地区に位置するこの道路は、景観重要公共施設の位置づけがなされ、緑の基本計画の緑地等配置計画に指定された道路となっています。そこで、道路の高質化（グレードアップ）計画は、</p> <p>②一番橋（市場橋）の景観形成は、</p> <p>③街路樹の配置計画は、</p>		
答 弁	<p>①高質化については、中津祇園をイメージした照明の設置や歩道のカラー化等を行い、歴史的な風情を感じる道路を考えています。地元説明会等においてもご意見を伺いながら、事業を進めているところです。</p> <p>②一番橋は、昔、石造りの太鼓橋であったことから、そのイメージを取り入れてもらいたいとの地元の声がございます。</p> <p>そのため、歩道部分の欄干をアーチ型の形状にするなど地元説明会でも提案しています。</p> <p>また、橋周辺に設置されている橋名柱等は、橋のたもとへの移設を考えています。</p> <p>③街路樹については、歩道部に低木の植樹を計画しており、地元にご提案したところです。植樹の位置や樹種については、今後地元と協議を進めていきます。</p>		

【予算議案】議第 9号 令和3年度中津市下水道事業会計補正予算（第1号）

ページ	目	節	説明欄の事業名
1 1	建設改良費	管渠建設改良費	10,000 千円
質 問 (1)	①下水道事業会計補正予算明細書の管渠建設改良費の上宮永雨水幹線整備事業の内容 ②完成予定年度、		
答 弁	①事業内容は、中央町エリアの浸水対策事業です。今回、補正予算に計上しているのは、現地測量及び地質調査等の委託に対する費用です。 ②完成予定年度については、現地測量委託等の後に、基本及び詳細設計を行い、その後用地取得などの補償を行い工事着手となりますが、未だ事業規模も決まっていな段階ですので、完成予定年度の想定は難しいところです。		
質 問 (2)	①50 年以上も前から浸水に悩まされてきている民家がパチンコ店の裏にあるが、この雨水幹線の整備で中央町の浸水が解消されるのか		
答 弁	①事業規模は、今後決まっていますが、中央町の浸水被害の多くが解消するための事業と捉えています。		

【予算議案】 議第 1 0 号 令和 4 年度中津市一般会計予算

ページ	目	節	説明欄の事業名
1 2 3	社会福祉総務費	報償費、旅費	社会福祉総務事業（福祉政策課）費（1,299 千円）
質 問 (1)	①避難行動要支援者個別避難計画策定の手順は、 ②報償費の福祉専門職等とは、 ③策定をする対象者、人数 ④報奨金の額は、		
答 弁	①これまで、令和元年度に避難行動要支援者台帳システムを導入、令和 2 年度に要支援者名簿登載者の要件を見直し、名簿作成を完了。令和 3 年度には、この名簿を平時より自主防災組織等に提供するため、名簿提供の案内周知を行っているところです。 避難行動要支援者個別避難計画については、「中津市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき策定を進めます。計画策定の対象となる避難行動要支援者のうち特に配慮が必要な要支援者を優先して策定を進めたい考えです。また、策定にあたっては、対象となる要支援者と接している福祉施設の職員や地域の防災組織の協力をお願いしたいと考えています。 ②報償費の福祉専門職とは、福祉施設に勤務するケアマネージャーや介護福祉士等です。 個別避難計画の策定には、要支援者の支援に必要な情報を把握している福祉専門職に調査票を作成していただくなどの協力を依頼する必要があるためです。 ③対象者、人数は、避難行動要支援者のうち特に配慮が必要な要支援者、身体障害 1 級と独居高齢者約 8 0 0 人の策定を今後 5 年間で進めていきます。		

	<p>令和4年度の策定対象は80人を予定しております。</p> <p>④計画策定に協力頂く福祉専門職については、1件あたり5,800円の報償費の支払いを考えています。</p>
質問 (2)	①自主防災組織、民生委員等との連携と報奨金の支給は、
答 弁	<p>①避難行動要支援者の避難については、地域の協力が不可欠であるため、自主防災組織や民生委員等に発災時の避難支援等の体制整備をお願いする予定です。</p> <p>報奨金については「大分県避難行動要支援者個別避難計画策定支援事業費補助金」を活用するため、対象経費とできるのは、福祉専門職のみとなりますが、避難支援体制の整備にあたり、必要があれば考えたいと思います。</p>

ページ	目	節	説明欄の事業名
189	ごみ処理費	委託料	ごみ処理施設事業費(クリープラザ)(8,800千円)
質問 (1)	①ごみ処理施設整備基本構想策定委託料の業務内容、 ②現施設の延命化の期間は、		
答 弁	<p>①新たにごみ処理施設の建設にあたっては、本市のごみ処理状況に応じた適正な処理能力、処理方式や再資源化に係る最先端技術の導入などについて検討が必要です。</p> <p>この基本構想策定において、検討課題を多角的に整理し、将来のごみ処理施設のあり方の大きな方向性をまとめる考えです。</p> <p>②現在のごみ処理施設「中津市クリープラザ」は、令和2年から4年まで行う基幹改良工事により、令和15年度までの稼働を予定しています。</p>		
質問 (2)	<p>①新施設整備の時期、</p> <p>②広域処理、</p> <p>③ごみ発電、</p> <p>④容器包装プラ・製品プラの手選別ライン、</p> <p>⑤1990年代よりドイツなどヨーロッパで普及し、日本でも2013年兵庫県南但クリーンセンターで運転されている燃えるごみに含まれる生ごみの機械分別処理・バイオガス化の導入の検討は、</p>		
答 弁	<p>①新たにごみ処理施設の稼働時期は、令和16年度を見込んでいます。</p> <p>②このごみ処理施設整備基本構想策定委託において、ごみ処理方式及び施設規模の検討と併せて、中津市単独で処理する場合と近隣自治体と広域で処理を行う場合を想定し比較検討を行います。</p> <p>③ごみ発電については、処理方式及び処理能力の検討を踏まえた上で導入の可能性について検討を行います。</p> <p>④容器包装プラ・製品プラの資源化は国の方針でもあり、機械選別も含め自治体として必要な、これからの時代に対応できる選別資源化施設の検討を行います。</p> <p>⑤各ご家庭から生ごみと可燃ごみを同時に回収し、ごみ処理施設において機械分</p>		

	<p>別により生ごみやプラスチックを取り出す先端技術の実績が報告されておりますが、このことにより可燃ごみに含まれる資源プラ等の回収率アップや取り出した生ごみによるバイオガス化施設などが期待できます。</p> <p>ごみ処理施設整備基本構想策定委託では、先端技術での費用対効果や継続的な事業と成り得るか、自治体として必要な施設であるのか等も含め導入の可能性について検討を行います。</p>
--	---

ページ	目	節	説明欄の事業名
227	商工振興費	負担金補助及び交付金	商業振興事業費（2,500千円）
質問 (1)	<p>①商店街等共同設備補助金の内容、          ②公共性の高い共同施設とは、          ③商店街等・商店街団体、          ④中心市街地の定義、</p>		
答 弁	<p>①この補助金は、中心市街地における商店街のアーケード、街路灯、放送設備等の共同設備を、各商店街団体が修繕、改修する経費の一部を補助することで、商店街の振興及び市民の利便性の向上を図ることを目的としています。          補助対象者は商店街振興組合、事業協同組合、商業者で組織された任意団体などで、補助率は対象経費の1/2以内、補助額は1団体あたり上限50万円です。          なお、1団体につき申請は年1回を限度とします。</p> <p>②公共性の高い共同施設とは、所有する商店街だけでなく、それを利用する市民にも利便性と日常生活の安全を提供している施設と考えています。          具体的には、中心市街地におけるアーケード、街路灯、放送設備、案内板、掲示板、共同広場などを想定しています。</p> <p>③中津市商店街等共同設備補助金交付要綱において、商店街等、商店街団体については、「商店街振興組合」、「事業協同組合」、及び「おおむね10店舗以上の事業者で組織された任意団体など」としてしています。</p> <p>④この補助金の対象範囲として、おおむね中津駅の半径1km以内の地域を想定しています。</p>		
質問 (2)	<p>①すでに事業要望があるのか、          ②補助率1/2の設定根拠、          ③防犯カメラは補助対象となるのか、          ④新設、増設は補助対象となるのか</p>		
答 弁	<p>①共同設備については、所有者である各商店街団体等が必要に応じて修繕や改修を行っており、この経費が各商店街の大きな負担となっています。</p> <p>近年、商店街によっては構成する店舗が減少しており、さらに各店舗は新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることも重なり、その負担はさらに重いものとなっています。このような状況において、市では複数の団体から相談を受けています。</p>		

	<p>もちろん商店街団体ごとに状況が異なりますが、有効に活用していただきたいと考えています。</p> <p>②補助率については、中津市の各商店街団体を対象とした補助金とのバランスや県外他市の状況も参考にして設定しました。</p> <p>③防犯カメラについては、商店街団体等が設置し、維持管理を行っている防犯カメラの修繕や改修にかかる経費については補助対象となります。ただし、県や市などの補助金の対象となっているものについては、基本的には対象外としています。</p> <p>④新設、増設については、既存施設を修繕、改修するものを対象としており、新たに設置し、その後ランニングコストが生じるものについては対象外としています。ただし、修繕や改修に伴い、取替や増設が必要なものについては対象となる場合がありますので、申請者と十分協議を行いたいと思います。</p>
--	---

	目	節	説明欄の事業名
	239	企業誘致費	企業誘致事業費 (31,138 千円)
質 問 (1)	<p>①道路改良工事、電柱移転補償費の目的と内容、</p> <p>②永添公共用地整備事業の内容、</p> <p>③全体事業費、完成時期、</p>		
答 弁	<p>①今回の工事の目的は、永添にある中津市土地開発公社所有地の一部を、将来、企業に販売するために、周辺を整備するものです。</p> <p>具体的な工事の内容は、当該用地と接する市道永添大貞（463号）線の道路拡幅とそれに伴う電柱移転補償、ボックスカルバートの設置などに係る経費です。</p> <p>②事業に内容については、中津市土地開発公社が所有する永添公共用地は、令和2年度をもって災害土砂の受け入れが完了し、その後の利用計画を議論する中で、当該地域は、都市計画上、工業地域であること、また、当企業誘致担当には、企業様から市内で新たな用地に関する問い合わせ・ご要望が多くありましたことから、当課から市公社宛てに造成依頼書を昨年6月に提出いたしました。</p> <p>その後、市公社にて造成計画が決定し、これから事業を開始しようというところでございます。</p> <p>約3.6ヘクタールある用地のうち、企業売却用の用地として有効面積約2㍍と、残りの約1.6㍍を段階的に整備する計画です。</p> <p>③全体事業費は、用地取得から造成工事まで、総額、約5億4千万円の予定です。完成時期については、企業用地の部分は令和4年度末、全体では、今のところ、令和6年度の予定です。</p>		
質 問 (2)	<p>①工業団地の区角割の考え方、</p> <p>②すべてを誘致企業用とするのか、</p> <p>③大型特殊車両の通行を考慮した道路幅員構成・構造か、</p>		

答 弁	<p>①区画割については、東西の2区画で分割を予定しております。 東側を企業用地とし、面積は、これまで1.5～2畝程度の用地要望が多かったことから2畝と設定して区画割しました。</p> <p>②区画については、現時点では、2区画のうち、1区画を企業用として整備する計画です。</p> <p>③道路の幅員構成については、今回、工事する市道永添大貞線は、片側幅員3.5m、路肩、歩道合わせて9m幅に拡幅整備します。 道路の構造につきましては、工事は道路法に基づく道路構造令基準により整備いたしますので、大型車両が積載状態で20tまで通行可能です。</p>
-----	---

ページ	目	節	説明欄の事業名
247	道路橋りょう 新設改良費		社会資本整備事業費（51,200千円）
質 問 (1)	①万田沖代線道路整備事業の進捗率、 ②完成予定年度、 ③令和4年度事業の内容、		
答 弁	<p>①万田沖代線は、国道212号（ダイレックス付近）から市道一ツ松西永添線（国道213号～ゆめマート）の間を東西に結ぶ延長1.3km、幅員18mの都市計画道路です。現在、市道金手・湯屋線（金手～鶴居コミュニティーセンター）から東側の市道一ツ松・西永添線間の部分供用へ向けて事業を進めています。 令和3年度末までの進捗率は、事業費ベースで約14%の見込みとなっています。</p> <p>②完成については、現事業計画では令和9年度末の完成を予定しています。</p> <p>③令和4年度については、本道路の東側にある一ツ松・西永添線付近の建物調査、用地買収並びに建物補償を予定しています。</p>		
質 問 (2)	①この道路は緑の基本計画の緑地等配置計画に指定された道路となっています。そこで、街路樹の配置計画は、		
答 弁	①街路樹については、歩道部に植樹を計画しています。植樹の位置や樹種については、地元と協議し、設置する予定です。		

ページ	目	節	説明欄の事業名
257	都市計画総務 費	負担金補助及び交 付金	都市計画総務事業費（建設政策課）（26,750千円）
質 問 (1)	①県工事負担金の外馬場錆矢堂線の工事の進捗率、 ②完成予定年度、 ③令和4年度事業の内容、		
答 弁	①本負担金は、大分県が施行しています都市計画道路外馬場錆矢堂線の整備に係るもので、場所といたしましては、中津市大字牛神の武蔵屋本店付近から小楠小学校までの約860メートルの工事に対する負担金です。		

	<p>令和3年度末までの進捗率につきましては、県に伺ったところ、事業費ベースで79%とのことでした。</p> <p>②完成予定年度については、令和6年度と伺っております。</p> <p>③令和4年度については、路線西側から工事に着手しており、本工事を進めながら、残る区間の測量・調査、用地補償などを行う予定と伺っております。</p> <p>③</p>
質 問 (2)	①合馬交差点までの拡幅計画は、
答 弁	<p>①合馬交差点までの拡幅計画については、中津市民病院から合馬交差点までの区間は、令和3年度より交通安全事業（中津吉富線（合馬工区））として事業化し、令和11年度の完成を目指していると伺っております。</p> <p>小楠小学校から中津市民病院までの区間については、現在進めている事業の進捗状況を見ながら、事業化を検討していくとのことでした。</p>

(再掲)

ページ	目	節	説明欄の事業名
257	街路事業費		街路事業費（102,700千円）
質 問 (1)	<p>①令和4年度の工事概要</p> <p>②宮永角木線の市及び県工事分の進捗率</p> <p>③令和8年度末完成予定と聞いているが完成予定年度</p>		
答 弁	<p>①令和4年度の工事概要につきましては、一番橋の土台となるボックスカルバートの設置や付近の側溝整備を予定しています。</p> <p>②令和3年度末までの市施工区間の進捗率は、事業費ベースで約50%の見込みです。</p> <p>次に県施工区間の進捗率は、事業費ベースで約42%の見込みと伺っています。</p> <p>③完成予定年度につきましては、中津市分及び大分県分ともに令和8年度末を予定しています。</p>		
質 問 (2)	<p>①景観計画の中津城周辺景観形成地区に位置するこの道路は、景観重要公共施設の位置づけがなされ、緑の基本計画の緑地等配置計画に指定された道路となっています。そこで、道路の高質化計画は、</p> <p>②一番橋の景観形成は、</p> <p>③街路樹の配置計画は、</p>		
答 弁	<p>①中津祇園をイメージした照明の設置や歩道のカラー化等を行い、歴史的な風情を感じる道路を考えています。地元説明会等においてもご意見を伺いながら、事業を進めているところです。</p> <p>②一番橋は、昔、石造りの太鼓橋であったことから、そのイメージを取り入れて</p>		

	<p>もらいたいとの地元の声がございませう。</p> <p>そのため、歩道部分の欄干をアーチ型の形状にするなど地元説明会でも提案しております。</p> <p>また、橋周辺に設置されている橋名柱等は、橋のたもとへの移設を考えています。</p> <p>③歩道部に低木の植樹を計画しており、地元で提案したところだす。植樹の位置や樹種については、今後地元と協議を進めてまいります。</p>
--	--

ページ	目	節	説明欄の事業名
287	学校管理費	役務費、委託料	小学校管理事業費（4,696千円）
質問 (1)	①大幡小学校南側及び幼稚園隣接地の用地取得に係る不動産鑑定及び移転物件調査委託料について、用地取得の面積は、		
答 弁	①用地取得面積については、令和4年度より地権者との交渉に取りかかる予定となりますので、現時点では面積の確定はしていません。		
質問 (2)	①用地の土地利用計画と幼稚園の改築時期、		
答 弁	①土地の利用については、用地取得面積が確定してから幼稚園の改築の計画も含めて、学校や幼稚園等関係課と協議をしていく予定です。		

ページ	目	節	説明欄の事業名
289	学校建設費		北部小学校校舎増築事業費（160,247千円）
質問 (1)	①全体計画の概要、 ②総事業費、完成予定年度、		
答 弁	<p>①全体計画の概要については、北部小学校においては、最新の児童数の推計で児童数が増加傾向にあり、35人制学級、少人数教室や特別支援教室への対応のため、令和7年度以降長期にわたる教室不足が見込まれています。</p> <p>また、多目的室がなく、配膳室や昇降口も手狭な状況にあります。今後の教室不足への対応として、多目的室、昇降口等の整備を併せた校舎の増築を行います。</p> <p>②2か年事業となりますので、総事業費は債務負担行為限度額を併せて3億5477万7千円となります。完成は令和5年度末を予定しています。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>(財源) 公立学校施設整備費負担金 40,934千円 北部小学校校舎増築事業債 95,500千円</p> <p>(構造) 鉄筋コンクリート3階建</p> <p>(規模) 延床面積 948㎡</p> <p>(内容) 少人数教室を含む普通教室4教室、多目的室トイレ(2階)、昇降口、配膳室</p>		
質問 (2)	①校舎の増設場所、 ②校舎・体育館・プール等の再配置の検討結果は、		
答 弁	①校舎の増設場所は敷地東側の教室棟横(現在の駐車場)を予定しています。		

	<p>②校舎・体育館・プール等の再配置につきましては、「中津市公共施設管理プラン」、「中津市学校施設等長寿命化計画」を基に、学校ごとの老朽化などの状況を勘案し、中津市全体で考えています。</p> <p>今回の増築は、北部小学校では長期にわたる教室不足が見込まれたため、多目的室の整備等を併せて行う事としています。</p>
--	--

【予算議案】議第21号 令和4年度中津市下水道事業会計予算

ページ	目	節	説明欄の事業名																																										
5			第10条他会計からの補助金																																										
質問 (1)	①第10条他会計からの補助金として、一般会計からの補助金額8億3866万円の算出根拠、下水道事業に対する一般会計の繰出し基準は、																																												
答 弁	<p>①下水道事業会計への一般会計からの繰出し基準は、総務省より「地方公営企業繰出金について」が、示されておりそれに沿って金額を算出しています。</p> <p>「雨水処理に要する経費」約410万円、「分流式下水道等に要する経費」7億2604万円、「下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費」785万円、「水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費」785万円、「高資本費対策に要する経費」1079万円、「その他（緊急下水道整備特定事業などに要する経費）」7789万円、「児童手当に要する経費」56万円、「臨時財政特例債等」363万円。合計8億3866万円となります。</p> <p><b>資料</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th style="text-align: right;">(千円)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>事項</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;">基準内</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">負担金</td> <td style="text-align: center;">第8</td> <td>1 雨水処理に要する経費（維持管理費に係るもの）</td> <td style="text-align: right;">120,569</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">補助金</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">第8</td> <td>1 雨水処理に要する経費（用地に係る元金償還金等）</td> <td style="text-align: right;">4,091</td> </tr> <tr> <td>2 分流式下水道などに要する経費</td> <td style="text-align: right;">717,290</td> </tr> <tr> <td>2 分流式下水道などに要する経費（支所職員人件費）</td> <td style="text-align: right;">8,741</td> </tr> <tr> <td>4 下水の規制に関する事務に要する経費</td> <td style="text-align: right;">7,847</td> </tr> <tr> <td>5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費</td> <td style="text-align: right;">7,847</td> </tr> <tr> <td>8 高資本費対策に要する経費</td> <td style="text-align: right;">10,784</td> </tr> <tr> <td>14 その他（緊急下水道整備特定事業などに要する経費）</td> <td style="text-align: right;">77,881</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第10</td> <td>4 その他（児童手当に要する経費）</td> <td style="text-align: right;">556</td> </tr> <tr> <td>5 その他（臨時財政特例債等）</td> <td style="text-align: right;">3,623</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;"><b>838,660</b></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;"><b>959,229</b></td> </tr> </tbody> </table>						(千円)	区分	事項	金額		基準内	負担金	第8	1 雨水処理に要する経費（維持管理費に係るもの）	120,569	補助金	第8	1 雨水処理に要する経費（用地に係る元金償還金等）	4,091	2 分流式下水道などに要する経費	717,290	2 分流式下水道などに要する経費（支所職員人件費）	8,741	4 下水の規制に関する事務に要する経費	7,847	5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	7,847	8 高資本費対策に要する経費	10,784	14 その他（緊急下水道整備特定事業などに要する経費）	77,881	第10	4 その他（児童手当に要する経費）	556	5 その他（臨時財政特例債等）	3,623	計			<b>838,660</b>	合計			<b>959,229</b>
			(千円)																																										
区分	事項	金額																																											
基準内	負担金	第8	1 雨水処理に要する経費（維持管理費に係るもの）	120,569																																									
		補助金	第8	1 雨水処理に要する経費（用地に係る元金償還金等）	4,091																																								
	2 分流式下水道などに要する経費			717,290																																									
	2 分流式下水道などに要する経費（支所職員人件費）			8,741																																									
	4 下水の規制に関する事務に要する経費			7,847																																									
	5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費			7,847																																									
	8 高資本費対策に要する経費			10,784																																									
	14 その他（緊急下水道整備特定事業などに要する経費）			77,881																																									
	第10	4 その他（児童手当に要する経費）	556																																										
		5 その他（臨時財政特例債等）	3,623																																										
	計			<b>838,660</b>																																									
	合計			<b>959,229</b>																																									
	質問 (2)	①法定外繰入額は、																																											
答 弁	基準外の繰入金は、ありません。																																												

質 問 (3)	①法定外繰出しは無いとのことですが、地方公営企業の独立採算制を果たすための手立て（経営戦略）は、
答 弁	①今後も水洗化率の向上により収益の確保に努め、経常経費の削減を行うことで経営基盤の安定に努め、持続的で安定したサービスの実現を目指します。

ページ	目	節	説明欄の事業名
33	管渠費	委託料	下水道事業会計予算明細書
質 問 (1)	①下水道事業会計予算明細書の侵入水対策調査及びストックマネジメント実施方針策定委託等の内容、		
答 弁	<p>①まず、侵入水対策調査及びストックマネジメント実施方針策定委託の内容については、下水道施設内の水位・流量調査により雨天時侵入水の実態を把握し、地区別の雨天時侵入水量の傾向分析を行ったうえで、本市の地域特性や他都市の改善実績事例も含めて総合的に整理し、雨天時侵入水対策の今後の方向性を取りまとめるものです。</p> <p>また、公共下水道施設のストックマネジメント計画について、処理場、ポンプ場、マンホール形式ポンプ場についての計画は策定していますが、下水道管路施設についての修繕・改築計画が未策定となっているため、リスク評価、改築シナリオ、点検調査計画について取りまとめ、既存の長寿命化計画や改築計画、侵入水調査結果等を踏まえ、実施方針を決定するものです。</p> <p>その他の委託につきましては、下水道管路のカメラ調査委託や管路清掃委託及び施設台帳補正委託等に要する費用となっています。</p>		
質 問 (2)	①雨が降ると下水処理場に流入する汚水の量が通常より増えます。これを不明水と呼びますが、管渠の継ぎ目やマンホールからの流入、雨水を下水道のマスに接続しているなどの問題が顕在化しています。		
答 弁	<p>そこで、降雨時の不明水の量とその対策について伺います。</p> <p>①降雨時の不明水の量については、降雨の影響を受けてないと思われる日（平均汚水流入量 10,757 m<sup>3</sup>/日）と比較すると、1日当たり50mm以下の降雨時では、約1.5～2倍程度の汚水量が終末処理場に流入していると考えています。</p> <p>本委託業務には、不明水調査も含まれていますので、この結果を改修計画に反映させることで、不明水対策につなげていきたいと思えます。</p>		

ページ	目	節	説明欄の事業名
40	建設改良費		下水道事業会計予算明細書
質 問 (1)	①下水道事業会計予算明細書の管渠建設改良費の雨水管きよ関係の事業内容、各事業の完成予定年度		
	②ポンプ場建設改良費の内容、角木雨水ポンプ場の完成予定年次、総事業費		
	③財源内訳は、		
答 弁	①雨水管渠の事業内容は、牛神湯屋雨水幹線事業に係る用地補償と工事費です。完成は、令和6年度を予定しています。		

	②ポンプ場建設改良費の内容は、下水道事業団への委託料と用地補償費です。令和 8 年度の完成を予定しており、総事業費は、約 45 億円となります。 ③財源内訳は、国庫補助金と企業債、一般財源です。
質 問 (2)	①角木雨水ポンプ場の完成予定年次は令和 7 年度の完成を目指すと聞いていたが 1 年遅れた理由
答 弁	①完成予定年度が令和 8 年度となった理由は、用地の取得が一部完了していないことや、角木地区等の浸水対策を考慮し施工計画を見直したためです。

ページ	目	節	説明欄の事業名
4 2			予定貸借対象表等
質 問 (1)	①予定貸借対照表等の「企業債 120 億 134 万円のうち他会計が負担すると見込まれる額 105 億 6611 万円」の他会計が負担する法的根拠、 ②積算根拠は、		
答 弁	<p>①まず、他会計（一般会計）が負担する根拠法令ですが、地方公営企業法第 17 条の 2 【経費の負担の原則】における「その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」と第 17 条の 3 【補助】における「災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合に補助を受けることができる」とされています。</p> <p>②各操出基準による企業債残高に対する他会計負担の積算金額内訳は、</p> <p>① 雨水処理に要する経費：9 億 1,761 万円</p> <p>② 分流式下水道等に要する経費：94 億 791 万円</p> <p>③ 地方公営企業法の適用に要する経費：1,593 万円</p> <p>④ 下水道事業債（普及特別対策分）：9,246 万円</p> <p>⑤ 下水道事業債（臨時措置分）：1 億 3,043 万円</p> <p>⑥ 下水道事業債（特例措置分）：177 万円となります。</p> <p>合計 105 億 6,611 万円となります。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>具体的な積算方法は総務省が定める地方公営企業操出基準に定められており、下水道事業債に係る操出基準は次の 6 点となります。</p> <p>① 雨水処理に要する経費で、操出基準は「雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額」と定められており、雨水関連事業で借りた下水道事業債の全額が他会計の負担となります。</p> <p>② 分流式下水道等に要する経費で、操出基準は「資本費及び維持管理費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」と定められており、使用料収入で賄えない下水道事業債の償還額が他会計の負担となります。</p> <p>③ 地方公営企業法の適用に要する経費で、操出基準は「地方公営企業法適用に要する経費に充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入を</p>		

	<p>充てることができないと認められものに相当する額」と定められており、使用料収入で賄えない下水道事業債の償還額が他会計の負担となります。</p> <p>④ 下水道普及特別対策要綱により実施された事業に係る下水道事業債（普及特別対策分）の元利償還金の 55%に相当する額。</p> <p>⑤ 緊急下水道整備特定事業実施要綱により実施された事業に係る下水道事業債（臨時措置分）の元利償還金に相当する額。</p> <p>⑥ 平成5年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成12年までに許可された下水道事業債（特例措置分）の元利償還金に相当する額、以上が他会計の負担となります。</p>
質 問 (2)	①原則的には使用料等で返済すべきものでは、
答 弁	①下水道事業債の元利償還金につきましては公費負担（操出基準）が定められていますので、操出基準を除くものを使用料で返済するようになります。

※この議事録抜粋は、中津市議会議員大塚正俊が作成したもので、正式な議事録は、後日中津市議会が公表するものでご確認ください。